

# 青少年のインターネット・リテラシー向上のための取組

## － リテラシー指標、OECD勧告 －

---

平成24年3月29日

総務省総合通信基盤局消費者行政課

# 1 青少年インターネット環境整備法と総務省研究会における提言の概要

## ■ 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成21年4月1日施行）

### 【基本理念】

- ① 青少年の適切なインターネット活用能力の習得（インターネット利用に係るリテラシー向上）
- ② 青少年の有害情報の閲覧機会の最小化（フィルタリングの機能向上・普及、関係事業者による取組み）
- ③ **民間による自主的・主体的取組、国等による尊重・支援**  
（上記を踏まえ、携帯電話会社、プロバイダ、パソコンメーカー等にフィルタリングの提供義務、啓発等努力義務等あり）

## ■ 利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会（青少年インターネットWG）の提言の概要

検討項目	主な提言の概要
1. 5つの基本方針	① リテラシー向上と閲覧機会最小化のバランス ② 閲覧機会最小化方策は、受信者側のアプローチが基本 ③ 一義的監護・教育の役割と権利を持つ保護者を関係者が補助すべき ④ 民間主導と行政による支援 ⑤ 青少年有害情報は民間が判断すべきであり、行政は干渉してはならない の5つの基本方針を確立
2. 関係者に求められる役割等	■ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者・契約代理店は、保護者に対して、青少年有害情報閲覧等に一定のリスクがあること等の説明が求められる。また、年齢段階に応じた適切な方式を推奨することが望ましい。 ■ <b>行政は、青少年のインターネットリテラシーに関する指標を、国際的に比較可能な形で整備し定期的に公表することが求められる。</b>
3. 多様なインターネット接続可能機器（スマートフォン等）	■ スマートフォンから無線LANを通じてインターネットに接続するサービスについて 携帯電話事業者・販売代理店等は、①無線LAN接続機能の有無、②無線LAN接続時でのフィルタリング利用の可否、③無線LAN機能の制限の可否について、端末販売時に保護者等に説明することが求められると考えられる。 ■ スマートフォン上のアプリケーションソフトについて 携帯電話事業者・販売代理店は、閲覧制限機能の利用の可否及び利用できる場合はその方法について、端末販売時に保護者・利用者に説明することが求められると考えられる。 携帯電話事業者、端末製造事業者、プラットフォーム事業者は、アプリを一定の基準で選別する青少年有害情報閲覧制限機能の利用を容易にする措置を講じることが求められると考えられる。
4. 青少年保護・バイ・デザイン（青少年保護 by Design）の提唱	■ 新たな機器やサービスを提供する場合、設計段階から青少年が利用することを想定し、実効的な青少年保護措置を組み込むべきことを示す概念として「青少年保護・バイ・デザイン」を提唱する。

# 青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標 -ILAS (Internet Literacy Assessment indicator for Students) -

スマートフォンが急速に普及し、インターネットがますます青少年にとって身近になる中、全ての青少年の習得が望まれる能力について、有識者の協力を得つつ明らかにするとともに、必要な知識・行動を整理し、設問化。協力を得られた学校等でテストを行い、その結果を「リテラシー指標」として、リテラシーの現状を可視化する。

【全ての青少年に習得が望まれる能力】

## 1. インターネット上の違法コンテンツ、有害コンテンツに適切に対処できる能力

- 違法コンテンツの問題を理解し、適切に対処できる。
- 有害コンテンツの問題を理解し、適切に対処できる。

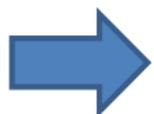
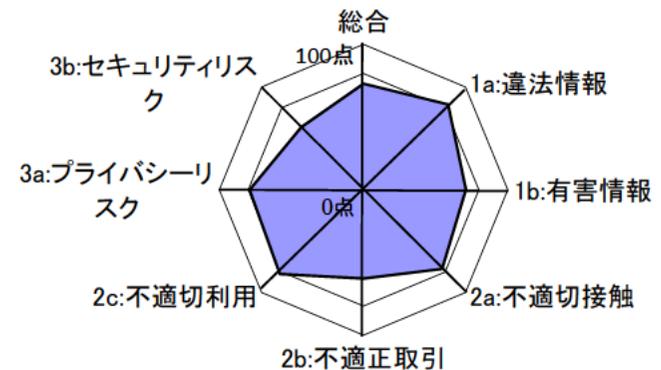
## 2. インターネット上で適切にコミュニケーションができる能力

- 情報を読み取り、適切にコミュニケーションができる。
- 電子商取引の問題を理解し、適切に対処できる。
- 利用料金や時間の浪費に配慮して利用できる。

## 3. プライバシー保護や適切なセキュリティ対策ができる能力

- プライバシー保護を図り利用できる。
- 適切なセキュリティ対策を講じて利用できる。

リテラシー指標のイメージ



これらの能力の現状を測るため、各能力について、習得すべき知識やとるべき行動として細分化して整理し、それらに対応したテスト問題を作成し、実地で検証

# インターネットリテラシー指標(ILAS)の作成

【青少年に対するインターネット上のリスク分類】 (OECDのリスク分類を参照して作成)

大分類	中分類	小分類
I 違法・有害情報リスク	a 違法情報	1 著作権等、肖像権、犯行予告、出会い系サイト等
	b 有害情報	1 公序良俗に反する情報、成人向け情報等
II 不適正利用リスク	a 不適正接触	1 誹謗中傷
		2 匿名SNS
		3 実名SNS
		4 迷惑メール
		5 アプリケーション(※)
b 不適正取引	.....	
c 不適正利用	..... .....	
III プライバシー・セキュリティリスク	a プライバシーリスク	1 プライバシー・個人情報の流出、不適切公開
	b セキュリティリスク	1 不正アクセス等のなりすまし 2 ウイルス

※ 特にスマートフォンアプリケーションを想定

《習得すべきリテラシー項目》(例)

知識(●)	行動(O)
<p>【原理原則】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●スマートフォンはPC並の高度な情報処理機能が備わった高機能携帯電話端末であり、多くの機能がアプリケーション(ソフトウェア)によって実現されていることを理解している。</li> <li>●スマートフォン上のアプリケーションの中には、プライバシー・個人情報を自動で外部に送信するものもあることを理解している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●スマートフォンアプリケーションをダウンロードする際には、当該サイトおよび提供元の信頼性・安全性を確認すべきであることを理解している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>O信頼性等を確認した上で、アプリケーションをダウンロードする。</li> </ul>

【設問例】

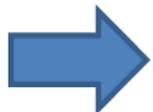
スマートフォンでは、機能を追加するために、利用者は自由にアプリケーションをインストールできる。アプリケーションをインストールする際に最も注意しないといけないことはどれか。

- 1 アプリケーションの動作要件と「アクセス許可」に表示される項目との関係。
- 2 インストール画面で表示される、他のユーザーからの評価。
- 3 雑誌等へアプリケーションの紹介記事が掲載されているかどうか。
- 4 インターネット上で公開されているアプリケーションのランキングの順位。

【本リテラシー指標作成の意義】

テスト結果を分析し指標化することにより、以下に貢献

- ① 官民の安全・安心の取組や教育現場・家庭でのリテラシー向上の取組のレビュー
- ② OECD等における国際的なリテラシー指標作成の議論に対する我が国からインプット



## OECDインターネット上の青少年保護勧告(2012. 2.16採択)

- 本勧告は、2008年11月の日本提案を端緒として議論が進められ、本年2月16日にOECD勧告として成立。
- 本勧告においては、インターネット上の青少年保護に関して、保護者の役割や官民一体での取組の重要性等を指摘するとともに、国際的な指標策定の必要性についても規定されている。

### 【OECD 勧告の概要】

- ・ インターネット上の子供の保護に向けた政策の策定について、
  - (a) 保護者の権限強化、
  - (b) 対策の比例性及び表現の自由等の基本的価値の保護、
  - (c) 年齢別、環境の変化に応じた政策の柔軟性の確保を規定、
- ・ 政府の義務として、
  - (a) 明確な政策目標の設定等指導力と責任感の維持、
  - (b) 全利害関係者からの協調的対応の支援、
  - (c) オンライン上の子供に対する国内保護イニシアティブの一貫性及び整合性を官民一体で確保、
  - (d) 意識向上と教育の促進、
  - (e) 科学的根拠に基づく政策の支援、
  - (f) 子供の権利と他の利用者の自由を尊重するような保護技術の開発と採用の奨励等を規定、
- ・ 国際的な対応として、
  - (a) 国内機関の国際的ネットワークの強化、情報の共有化、
  - (b) 国際指標の策定等政策の定量的定性的な国際比較分析に向けた経験的基盤の整備 等を規定。

子どもが自らの判断でインターネットを使いこなせる能力をいかに高めるか、インターネットリテラシーの水準を評価できる指標の導入を総務省が進めている。スマートフォン（高度情報通信端末）の普及で、ネット上の青少年保護対策は世界の共通課題になりつつある。日本の試みは国際的な比較が可能な指標作りにつながりそうだ。

指標（略称ILAS）は学生向けに試験をし、その成績を評価する仕組み。同省の「青少年のインターネットリテラシー指標に関する有識者検討会」（赤堀晃司副学長）がテスト問題を作成中。すでに今月上旬、仮テストが13都道府県の600人余の高校1年生を対象に実施された。5、6月には数を増やして、夏目の仮テストを実施し

来年度から本格導入する予定だ。

ネット上の青少年保護策について、経済協力開発機構（OECD）は今

## 青少年のネット活用力

月1日、加盟国に年齢に応じた柔軟な政策を策定することなどを求める動きを探した。国際比較が可能な指標の導入も打ち出された。携帯サイトがいち早く普及し、学校

# 論点

## メダイアと人権・法

裏サイトが絡んだいじめ事件や出会い系サイトで検討会はネットリテラシーを「義務教育終了時までに身につけてほしい」と社会での生きる力のひとつと定義。そのうえで①著作権侵害や成人向けサイトなどの違法・

# 指標で検証、国際比較も



ネットリテラシーを測定する仮テストに臨む高校生（6日、大阪府高石市の羽衣学園）

有害コンテンツへの対応②誹謗中傷の書き込みや詐欺取次サイトなどの不正利用の可能性③オンライン保護やウイルスなどのセキュリティ対策④の3つの分野ごとに具体的なノウハウ事例を想定した。

例えば、絵や写真の場合作成者に勝手に使わせない著作権があるという原理・原則の知識とともに、利用する場合は許諾を得るかどうかが、適切な行動の判断を求め。

選択式で49問の仮テストの結果は平均73点で、比較的好成績だった。検討会の斎藤長行青山学院大ヒューマン・インベ

ンション研究センター委員の「ILASの特徴。まず手掛かりが初めて得られるところに最大の意義がある」と指摘する。仮テストの参加校、私立羽衣学園高校（大阪府高石市）の米田謙三教諭も「出身中学校によつて成績に差が出ており、授業体験の差が歴然としていた。技術進歩も早く、情報教育現場のポイントを絞る目安として役立つのではないかと分析する。国際指標として役立つのもILASの特徴。

研究員は今の15、16歳はネット教育を受けてきた世代で、その成果も見える。テストにはネット社会に参加する自覚をさらに促す効果も期待したい。ただ知識と行動が一致するとは限らない。テストの結果がすべてではない。対策を検討合（通信基礎局）と話す。

子どもが安全にネットを利用できる環境の整備は、自由な発展を妨げかねない法規制を極力回避し、教育や啓発によるのが基本。教育現場やネット関連業界も一定の努力を重ねてきたが、成果を客観的に測る物差しを欠き、対策のための議論がかみ合わない面もあった。指標導入の成否はネット社会の発展の試金石ともいえる。

（編集委員 田原和政）

OECDは日本の実験テストを参考に今秋から国際共通指標の研究に着手する計画。総務省は国内のルール作りでグローバル企業に協力を求める場合にも国際協調が不可欠。政策合意の前提として、対策の効果を目に見える形で検証できる共通基盤が欠かせない（総合通信基盤局）と話す。